

稲生地区予約型乗合タクシー実証運行事業仕様書

1. 事業の目的

南国市稲生地区から中心拠点への移動手段がないことから、利用者からの事前予約による乗合タクシー実証運行を実施し、よりよい移動手段を確保することを目的とする。

2. 事業名

「稲生地区予約型乗合タクシー実証運行事業」

3. 運行期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

4. 事業内容

(1) 運行内容

①運行方法

予約による時間固定型で予約のあった時のみ運行

②運行日

月曜日から金曜日までの週5日とし、祝祭日であっても運行する。

③運行ルート

令和8年9月30日までとさでん交通株式会社が運行する前浜・パークタウン線の「芦ヶ谷」停留所から、南国市コミュニティバスが運行する医大・久枝線等の「里改田」停留所まで

④乗降場所

令和8年9月30日までとさでん交通株式会社が運行する前浜・パークタウン線の停留所（芦ヶ谷から馬橋）と、南国市コミュニティバスが運行する医大・久枝線等の「里改田」停留所とする。

⑤運行時間

別紙「時刻表」のとおり

⑥乗車料金

1乗車200円

なお、運賃割引制度として、次の割引を実施する。

- ・障害者・療育手帳を有する者及び介助者1名に対し半額割引を適用
- ・運転経歴証明を有する者に対し半額の割引を適用
- ・南国市コミュニティバスから乗り継ぐ場合、乗継券を確認し100円割引を適用

(2) 予約方法

①予約方法：電話のみとする。

②予約受付時間：予約日の前日18時までとする。

(3) 運行車両について

①運行車両：一般乗用タクシー車両

②運行車両台数：台数の指定はしないが、予約人数を乗り合わせるに足りる車両台数を整備すること。

③運行車両表示：車両の両側面に南国市が指定するマグネットシートを貼り付けること。

(4) 運行記録の報告

南国市が指定する月報を作成し、当該月報を翌月の15日までに南国市に提出することとする。

(5) 事故報告

事故が発生した場合は、迅速かつ適切に対応すること。その後、南国市に速やかに報告するとともに事故報告書を提出すること。

(6) 損害賠償

運行事業者は、運行の実施にあたり、乗合タクシー利用者の生命及び身体を害したとき、又は他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

5. 留意事項

本事業を円滑に進めるため本仕様に定めのない事項については、南国市と協議する。

別紙「時刻表」

芦ヶ谷から里改田行き

芦ヶ谷	ケアハウス 前白山荘	下田橋	稲生橋	稲生局前	稲生小学校前	稲生	千檀の木	間田	茶畠	馬橋	里改田
6:56	6:56	6:57	6:58	6:59	7:00	7:01	7:02	7:03	7:03	7:04	7:05
9:03	9:03	9:04	9:05	9:06	9:07	9:08	9:09	9:10	9:10	9:11	9:12
11:05	11:05	11:06	11:07	11:08	11:09	11:10	11:11	11:12	11:12	11:13	11:14
13:58	13:58	13:59	14:00	14:01	14:02	14:03	14:04	14:05	14:05	14:06	14:07

里改田から芦ヶ谷行き

里改田	馬橋	茶畠	間田	千檀の木	稲生	稲生小学校前	稲生局前	稲生橋	下田橋	ケアハウス 前白山荘	芦ヶ谷
8:37	8:38	8:39	8:39	8:40	8:41	8:42	8:43	8:44	8:45	8:46	8:46
10:37	10:38	10:39	10:39	10:40	10:41	10:42	10:43	10:44	10:45	10:46	10:46
12:41	12:42	12:43	12:43	12:44	12:45	12:46	12:47	12:48	12:49	12:50	12:50
15:33	15:34	15:35	15:35	15:36	15:37	15:38	15:39	15:40	15:41	15:42	15:42